

社会資本整備予算の確保に関する緊急声明

先般、行政刷新会議において開催された「事業仕分け」において、社会資本整備事業特別会計の道路、治水、港湾の各事業について、「事業内容を見直し、予算要求を10～20%程度圧縮」との評価結果が示された。

具体的な事業の必要性を顧みることなく、あるいは明確な根拠を示すことなく、このような結論を出すことは、我々がかねてから懸念を表明していた「一律・一方的な公共事業予算の削減」を再び繰り返そうとするものであり、大変遺憾である。

本PTが今年4月に発表した「提言」にあるように、社会資本整備は、教育・医療等と同様、「地域主権」の実現に不可欠な基礎的条件であり、道路や河川管理施設の計画的な整備は、地域振興やまちづくり等の施策・事業を進める上での前提となる重要なものである。

政府の公共事業関係費は、平成22年度当初予算において18.3%の大幅な削減が行われ、新規事業着手の凍結はもとより、実施中の事業についても停滞を余儀なくされているところである。これ以上の予算削減は、地方に多大な混乱と損失を与えるとともに、社会資本整備の地域間格差の拡大をもたらすこととなり、許容できるものではない。

また、「事業仕分け」における費用便益分析についての「とりまとめ内容」では、費用便益分析の厳格化を「期限を決めて着実に進めるとともに可能な限り来年度予算額の縮減に反映する」とされている。

本PTでは、事業評価に関し、費用便益比への偏重の問題を指摘し、地元意見の反映など、地域の実情を的確に反映した仕組みとするよう提言しているところであり、費用便益分析の厳格化をもって予算縮減の道具とするかのような表現は、事業評価の公正性の観点からも問題があると言わざるを得ない。

これらの問題を踏まえ、平成23年度政府予算の編成に向け、以下を強く要請する。

1. 地方が必要とする社会資本整備が明確な見通しのもとに推進されるよう、平成23年度の概算要求が見送られた「地域再生基盤強化交付金（内閣府）」の代替措置を含め、社会資本整備予算の総額について、今年度並みの水準を確保すること
2. 費用便益分析を予算縮減の道具とすることなく、事業評価制度の改善のため、費用便益比への偏重を解消しつつ、地方意見の聴取等、地域の実情を的確に反映する仕組みづくりを進めること

平成22年11月12日

全国知事会 地方の社会資本整備PT
PTリーダー 大分県知事 広瀬 勝貞